

十三、興亞院官制並興亞院連絡部官制附帶附議了解事項

昭和十三年十一月十八日
閣議決定

0039

REEL No. A-0220

0044

アジア歴史資料センター

興亞院官制並興亞院連絡部官制附帶閣議了解事項

昭和十三年十一月十八日
閣議決定

一、興亞院ト關係各廳トノ間ノ權限分界ハ別ニ協定スル所ニ依ル

二、軍事及警備ニ關シ支那側關係機關ニ對シテ爲ス指導ハ陸海軍各最

高指揮官其ノ任務及協定ニ基キテ之ヲ爲スモノトス

興亞院ノ指導ハ右ノ範圍外ニ於ケル政務ニ關スルモノトス

三、興亞院連絡部ハ實質的ニハ興亞院ノ現地支廳タルベキモノニシテ

新支那建設ニ關スル政治、經濟及文化ニ關スル事務ヲ取扱フモノト

ス

將來現地ノ事情之ヲ許スニ到レバ名實共ニ興亞院現地機關タルベキ

モノトス

四、興亞院連絡部ノ次長以下ノ職員ニハ必要アルトキハ現地陸海軍ノ

司令部等ニ屬スル適任者タル武官ヲシテモ之ヲ兼務セシムルコトヲ

得

五、陸海軍各最高指揮官ガ交通、通信又ハ航空ノ會社等ニ對シ軍事上

必要ノ要求又ハ監督ヲ爲スハ別ニ協定スル處ニ依ル

0040

十四、興亞院ト關係各廳トノ間ノ事務分界

昭和十三年十二月十六日
閣議決定

0041

REEL No. A-0220

0041

アジア歴史資料センター

興亞院ト關係各廳トノ間ノ事務分界

昭和十三年十二月十六日
閣議決定

一、昭和十三年十一月十八日閣議了解事項一ニ依ル興亞院ト關係各廳トノ間ノ事務分界ハ左ノ通トス

ニ支那ニ關スル事務ハ興亞院ニ屬スルモノト關係各廳ニ屬スルモノトヲ問ハズ凡テ相互ニ密接ノ關係アルヲ以テ之ガ處理ニ當リテハ各廳ノ間ニ良ク連絡協調ヲ保チ以テ其ノ圓滑ナル遂行ヲ圖ルモノトス

(一) 興亞院ト外務省トノ事務分界

一、興亞院ニ移管セラルベキモノ

(1) 諸學校

支那現地ニ於ケル支那人教育機關及日本ニ於ケル支那人ノモノ教育機關並ニ支那ニ於テ活動スル人物ノ養成ヲ目的トスル支那現地ノ日本人教育機關（東亞同文書院ヲ除ク）

(2) 學術研究機關

現代支那ノ政治經濟文化及産業開發ニ密接ナル關係ヲ有スル研究所其ノ他ノ研究施設

(3) 醫療、衛生、防疫、救恤ニ關スル施設

支那ニ於ケル此ノ種施設及日本内地ニ於テ支那人ヲ主タル對象トシテ行フ此等ノ施設

(4) 日支文化協力ヲ目的トスル日本ニ於ケル各種團體ニシテ支那

現地ニ於ケル事業ト一系統ヲ爲シ之ト密接ノ關係ヲ有スルモ

ニ外務省ニ屬スベキモノ
(5) 其ノ他支那ニ於ケル文化助長ニ關スル事項

- (1) 支那ニ於ケル日本人ノ在外指定學校
- (2) 學術研究機關中主トシテ過去ニ於ケル支那文化研究ノ爲ニ
スル研究所其ノ他ノ研究施設
- (3) 日支文化協力ヲ目的トスル日本ニ於ケル各種團體ニシテ日
本ノミニテ獨立シテ活動シ得ルモノ
- (4) 支那人ノ日本留學及日本人ノ支那留學ニ關スル事項
- (5) 日支兩國人相互視察ニ關スル事項

一、興亞院ニ屬スベキモノ
(一) 興亞院ト内務省トノ事務分界

- (1) 北京ニ於ケル警察官養成ニ關スル事項 (現ニ北京臨時警察
學校教官トシテ駐在スル警察講習所教授及技手ノ司掌事項)
- (2) 上海都市計畫ノ樹立ニ關スル事項 (現ニ上海ニ出張セシメ
居ル技師及技手ノ司掌事項)
- (3) 支那現地ニ於ケル土木事業ニ關スル事項 (現ニ中支方面ニ
出張セシメ居ル技師ノ司掌事項)

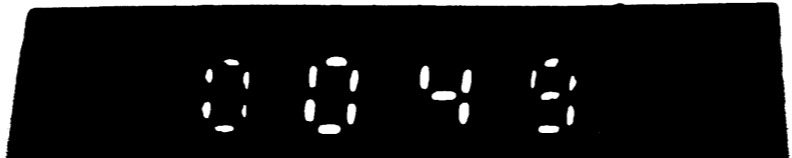
ニ、内務省ニ屬スベキモノ
北京上海等ニ於ケル我國內治安ニ關係アル情報蒐集ニ關スル
事務

(三) 興亞院ト大藏省トノ事務分界
一、興亞院ニ屬スベキモノ

- (1) 中國臨時政府及維新政府ノ通貨金融行政ノ内面指導ニ關ス
ル事項

- (2) 中國聯合準備銀行ノ内面指導ニ關スル事項
 - (3) 支那幣制ノ處置ノ内面指導ニ關スル事項
 - (4) 海關ノ内面指導ニ關スル事項
 - (5) 支那側普通銀行ノ内面指導ニ關スル事項
 - (6) 支那ニ本店ヲ有スル日本側銀行ノ監督ニ關スル事項
- 二、大藏省ニ屬スベキモノ
- (1) 支那ニ於ケル日本ノ外國爲替管理事務
 - (2) 支那ニ於ケル日本ノ國庫事務
- (四) 興亞院ト文部省トノ事務分界
- 一、興亞院ニ屬スベキモノ
- (1) 支那現地ニ於ケル氣象ノ觀測、調査及報告並ニ豫報ニ關スル事項
- (三) 支那側教育諸機關ノ内面指導ニ關スル事項

- (5) 支那側教育機關ニ對スル日本人教員ノ推薦ニ關スル事項
- 三、文部省ニ屬スベキモノ
- (1) 支那ニ於ケル日本人諸學校ニ對スル在外指定學校トシテノ指定ニ關スル事項
 - (2) 支那側教育機關ニ推薦スベキ日本人教員ノ詮衡ニ關スル事項
- (四) 興亞院ト農林省トノ事務分界
- 一、興亞院ニ屬スベキモノ
- 支那ニ於ケル農産、畜産及水産ノ内面指導ニ關スル事項
- 二、農林省ニ屬スベキモノ
- (1) 支那ニ於ケル農産、畜産及水産ノ保護助長ニ對スル内地ヨリノ協力ニ關スル事項
 - (2) 支那ニ於ケル農産、畜産及水産ニ關スル情報蒐集ニ關スル事項



(3) 青島ヨリ日本ニ輸入スル牛肉ノ出張検査ニ關スル事項

(六) 興亞院ト商工省トノ事務分界

一、興亞院ニ屬スベキモノ

(1) 支那ニ於ケル物資配給ノ合理化ニ關スル事項

(2) 在支紡績工場等ノ復舊ニ關スル事項

二、商工省ニ屬スベキモノ

(1) 日本内地ノ物資調整實現ノ爲ニ必要ナル限度ニ於ケル支那ニ於ケル物資ノ移動計畫

(2) 支那ニ於ケル物資開發ヘノ内地ヨリノ協力

(七) 興亞院ト逓信省トノ事務分界

一、興亞院ニ屬スベキモノ

(1) 支那ニ於ケル郵政ノ内面指導ニ關スル事項

(2) 支那現地ノミノ間ノ電氣通信(放送ヲ含ム)ノ内面指導ニ關

スル事務

(3) 支那現地ノミノ間ノ航空ノ内面指導ニ關スル事務

(4) 支那現地ノミノ間ノ海運ニ關スル事務

(5) 前各號ノ事業ニ關スル在支第三國權益ノ處理

二、逓信省ニ屬スベキモノ

(1) 日支間ノ郵便ニ關スル事務

(2) 日支間ノ電氣通信(放送ヲ含ム)ニ關スル事務

(3) 日支間ノ航空ニ關スル事務

(4) 日支間ノ海運ニ關スル事務

(5) 右(1)乃至(4)ニ付テハ興亞院ニ協議スベキモノトス
對支海運會社(假稱)ノ監督

但シ支那ニ於ケル業務ノ統制ハ興亞院之ヲ行フ

(八) 興亞院ト鐵道省トノ事務分界

一、興亞院ニ屬スベキモノ

(1) 支那ニ於ケル鐵道ノ復舊整備及經營ノ統制其ノ他鐵道ノ處理ニ關スル事項

二、鐵道省ニ屬スベキモノ

(1) 支那ニ於ケル鐵道ノ所要物資及人員ノ調整ニ關スル内地ヨリノ協力ニ關スル事項

(2) 日滿支ニ亙ル輸送連絡ノ爲ニスル支那鐵道ノ調査ニ關スル事項

(ウ) 興亞院ト拓務省トノ事務分界

一、興亞院ニ移管セラレベキモノ

支那ニ於ケル拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

二、拓務省ニ屬スベキ事項

日本棉花栽培協會及東亞綿羊協會ニ關スル事務

但シ支那ニ於ケル棉花ノ開發及綿羊ノ改良増殖ニ關スル計畫ノ樹立並ニ現地ニ於ケル棉花栽培及綿羊飼育ノ指導獎勵

ニ關スル事務ハ右一ニ依リ興亞院ニ於テ之ヲ處理スルモノトス

三、南支那ニ對スル事務ニシテ臺灣統治ニ關シ必要ナル事項及臺灣

ノ地位ヲ活用シ施設經營スルヲ適當トスル事項(殊ニ福建省ニ

於テ從來臺灣總督府ノ施設セル事項)ハ當分ノ間臺灣總督府ニ

於テ從前通之ヲ行フモノトス

但シ將來右ノ地域ニ興亞院現地機關ノ設ケラルル場合ニハ臺灣

總督府職員トノ間ニ相互兼任等ノ方法ヲ講ジ兩機關ノ對立

ヲ避クルヲ適當ト認ム

十五、興亞院設置ニ付事務處理並文書取扱ニ關スル件

昭和十三年十二月十六日
内閣書記官長ヨリ依命通牒

0047

REEL No. A-0220

0052

アジア歴史資料センター

興亞院設置ニ付事務處理並文書取扱ニ關スル件

昭和十三年十二月十六日
内閣書記官長ヨリ依命通
牒

内閣閣甲第三六六號

昭和十三年十二月十六日

内閣書記官長 風見

章嗣

興亞院總務長官 柳川平助 殿

今般貴院新設ニ付事務處理並ニ文書取扱ニ關シ左記事項御承知相成度
依命此段及通牒候

追テ北支那開發株式會社及中文那振興株式會社監督ニ關スル命令書
別紙ノ通ニ付及送付候

記

興亞院設置ニ付事務處理並文書取扱ニ關スル件

- 一 興亞院分課規程ノ制定又ハ改廢ハ内閣總理大臣ニ上申シ其ノ決定ヲ仰グコト（官報公示ハ内閣官房總務課ニ於テ取扱フモノトス）
- 二 主管事項中重要ナルモノハ總テ内閣總理大臣ニ上申シ又ハ閣議ノ決定ヲ請フコト
- 三 法律勅令ノ制定又ハ改廢ヲ要スルモノハ總テ内閣總理大臣ノ請譯案トシテ上申スルコト
- 四 其ノ他文書處理方法左記ノ通
 - (一) 内閣總理大臣、内閣書記官長及ハ内閣ヘ宛テタル書類ハ總テ内閣官房總務課ニ於テ接受ス其ノ興亞院ニ於テ調査起案ヲ要スルモノハ之ヲ其ノ院ニ回付ス
 - (二) 内閣總理大臣ノ決裁ヲ經ベキ書類ハ總テ内閣官房總務課ニ送付ス

ル
コ
ト

- (三) 内閣總理大臣又ハ内閣名ヲ以テ外部ニ發スル書類ハ原則トシテ内閣官房秘書課ヨリ之ヲ發ス、其ノ興亞院ノ起案ニ係ルモノハ發送後書類(原議)ハ其ノ院ニ回付ス
- (四) 一般ニ文書ノ發送ニ付テハ左記事項留意ノコト
- (イ) 内閣總理大臣又ハ内閣書記官長宛發スル公文書ハ宛名人ニ於テ必ズ直接開封スルヲ要スル秘密文書ノ外總テ之ヲ内閣官房秘書課宛送付スルコト
- (ロ) 發送文書ノ封筒ニハ宛名人ニ於テ必ズ直接開封スルヲ要スル場合ノ外之ニ「親展」ノ表示ヲ爲サザルコト
- (ハ) 總テ文書ニハ當該公文書ノ交渉主任者ヲ稱外其ノ他適當ノ所ニ附記スルコト但シ主任者ノ判然セル人事ニ關スル書類又ハ單ニ通報ニ屬スル輕微ナルモノハ之ヲ省略スルモノナリ

(別紙略)

十六、興亞院事務分掌規程

昭和十三年十二月十六日
内閣施行

0050

REEL No. A-0220

0050

アジア歴史資料センター

興亜院事務分掌規程

昭和十三年十二月十六日
閣内施行

第一條 興亜院官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 總裁、副總裁、總務長官等ノ秘書事務

二 一般庶務、人事及會計ニ關スル事務

三 通信發受ニ關スル事務

四 其ノ他他部ニ關セザル事項

第二條 政務部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第三條 政務部第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 對支政策樹立ニ關スル事務

二 各部事務ノ連絡調整ニ關スル事務

三 連絡委員會、興亜委員會ニ關スル事務

第四條 政務部第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 支那新政權ニ對スル政治的協力ノ實施ニ關スル事務

二 各廳對支行政事務ノ統一ニ關スル事務

第五條 政務部第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 支那ニ於ケル政治、經濟及文化ニ關スル調査ノ事務

二 情報蒐集及啓發宣傳ニ關スル事務

第六條 經濟部ニ第一課、第二課、第三課及第四課ヲ置ク

第七條 經濟部第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 支那ノ經濟開發計畫ニ關スル事務

二 支那新政權ニ對スル經濟產業的協力ノ實施準備ニ關スル事務

三 各課事務ノ連絡調整ニ關スル事務

第八條 經濟部第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 北支那開發株式會社並中支那振興株式會社ノ監督ニ關スル事務

二 在支企業ノ統制ニ關スル事務

三 支那ニ於ケル拓殖事業ニ關スル事務

第九條 經濟部第三課ニ於テハ日支間及支那ニ於ケル交通及通信ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 經濟部第四課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 支那ニ於ケル金融、財政、幣制及稅務ニ關スル事務
- 二 對支貿易ニ關スル事務

第十一條 文化部第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第十二條 文化部第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 支那新政權ニ對スル文化的協力ノ實施準備ニ關スル事務
- 二 民生ニ關スル事務

第十三條 文化部第二課ニ於テハ衛生、防疫、醫療、救恤ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條 文化部第三課ニ於テハ思想、教育、宗教、學術ニ關スル事務ヲ掌ル

第十五條 興亞院ニ技術部ヲ置ク

第十六條 技術部ニ於テハ興亞院ノ官房及各部ニ屬スル事務中技術事項ニ關スルモノヲ掌ル

第十七條 興亞院本廳ノ全技師及技手ハ之ヲ技術部ニ屬セシム但シ部長タル技師ヲ除クノ外官房又ハ各部ニ配置スルヲ妨ゲズ

十七、興亞院各連絡部ノ編制ニ關スル件

昭和十四年二月十六日
陸、海軍 申合

0053

REEL No. A-0220

0053

アジア歴史資料センター

興亞院各連絡部ノ編制ニ關スル件

昭和十四年二月十六日
陸、海軍申合

一、興亞院各連絡部ノ編制及機能ハ各地域ニ於ケル保安ノ狀況所在政權
發達ノ實情竝ニ從來ノ經緯等ヲ考慮シ現状ニ即シ逐次改編スルノ方
針トス

二、差當リ設置スヘキ連絡部ハ華北連絡部、蒙疆連絡部、華中連絡部及
厦門連絡部トシ華北連絡部ノ出張所ヲ青島ニ置ク

各連絡部（出張所ヲ含ム）ノ編制要領ヲ別紙第一、第二、第三、第
四ノ通トス

三、各連絡部（出張所ヲ含ム）ノ職員ハ編成初期ニ於テハ必ズシモ定員
表ニ據ルコトナク定員外ノモノ又ハ缺員ヲ置クコトヲ得

四、連絡部長官以外ノ連絡部職員タル武官ハ軍司令部又ハ艦隊司令部附
トス

0054

別紙第一

蒙疆連絡部ノ編制要領

一、蒙疆連絡部ハ蒙疆聯合委員會ノ管轄地域ニ於ケル建設ニ關スル政治、經濟、文化ニ關スル事項ヲ掌ル

二、蒙疆連絡部ハ張家口ニ置ク

三、蒙疆連絡部ノ編制ハ差シ方リ別表ノ通トスルモ要スレハ之ヲ變更スルコトヲ得

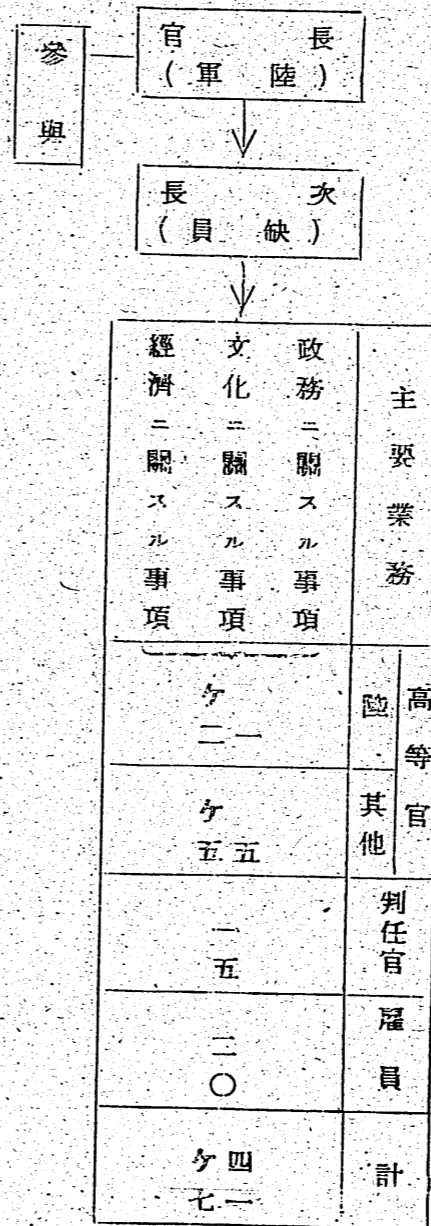
四、連絡部參與ヲ命スル場合ニ於テハ顧問中必要ナルモノ、張家口總領事、軍參謀、北支開發株式會社幹部等ヨリ選定スルモノトス

五、蒙疆連絡部長官ハ（北支開發株式會社業務）ニ關シテハ華北連絡部

長官ノ區處ヲ受クルモノトス

0055

衆議院連絡部構成表（案）



備考

- 一、ケハ他ヨリノ兼務ヲ示ス
- 二、本表ノ外業務上ノ必要ニヨリ定員外ノモノヲ置クコトヲ得

0056

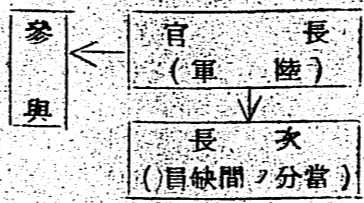
華北連絡部ノ編成要領

- 一、華北連絡部ハ中華民國臨時政府ノ管轄地域ニ於ケル新支那建設ニ關スル政治、經濟及文化ニ關スル事務ヲ掌ル
- 二、華北連絡部ヲ北京ニ置キ其ノ出張所ヲ青島ニ置ク
青島出張所ハ青島特別市ニ於ケル連絡部業務ヲ掌ル
- 三、華北連絡部ノ編成於ニ青島出張所ノ編成ハ差當リ別表第一及別表第二ノ通トスルモ要スレハ之ヲ變更スルコトヲ得
- 四、連絡部參與ヲ命スル場合ニ於テハ顧問中必要ナルモノ、大使館參事官、北京總領事、方面軍參謀副長、北京在勤海軍武官、北支開發會

社副總裁等ヨリ選任スルモノトス

- 五、華北連絡部長官ハ北支開發會社業務ニ關シテハ蒙疆連絡部長官ヲ區處スルモノトス

別表第一



華北連絡部本部編成表(案)

計	局 濟 經		局 化 文		局 務 政		房 官		局 長 區 分
	(官文)官任(奏)勅		(官文)官任(奏)勅		(軍陸)官任(奏)勅		(軍陸)官任奏		
	經濟ニ關スル事項		文化ニ關スル事項		政務ニ關スル事項		會 人 庶 計 事 務		主 掌 事 項
兼 一 〇 七	其 他 四 七	海 陸 兼 一 二 四	其 他 一 九	陸 〇 二	其 他 一 〇	海 陸 兼 一 二 二	其 他 一 〇	陸 一	高 等 官
一 〇 一	五 三		一 五		七		二 六		判 任 官
一 一 七	四 五		一 五		一 二		四 五		雇 員
兼 三 二 一 四 五	一 五 〇		五 一		兼 四 二		八 二		計

備考
 一、兼ハ他ヨリノ兼務ヲ示ス
 二、人員ハ内部ニ於テ融通スルコトヲ得
 三、本表ノ外業務上ノ必要ニヨリ定員外ノモノヲ置クコトヲ得
 四、次長ノ職務ハ政務局長之ヲ兼ヌ
 五、經濟局ハ之ヲ二又ハ三局ニ分割ス

0058



出張所
(軍海)



備考	合計	文化ニ關スル事項	經濟ニ關スル事項	政務ニ關スル事項	
兼ハ他ヨリノ兼務ヲ示ス	兼 一 三二	其他 八	兼陸 一一	兼海 二三	高等官
	四		(技師) 四	嘱託	嘱託等
	一六		(技手ヲ含ム)	一六	判任官
	三二			三二	雇員

別表第二

華北連絡部青島出張所編成表

0059



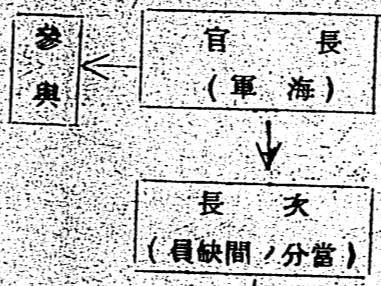
別紙第三

華中連絡部ノ編成要領(案)

- 一 華中連絡部ハ維新政府ノ管轄地域ニ於ケル新支那建設ニ關スル政治、經濟、文化ニ關スル事務ヲ掌ル
- 二 華中連絡部ヲ上海ニ置ク
- 三 華中連絡部ノ編成ハ差當リ別表ノ通トスルモ要スレバ之ヲ變更スルコトヲ得
- 四 差當リ華中連絡部政務關係職員ノ一部(差當リ陸軍武官ヲ首席トシ所要ノ屬員ヲ附ス)ヲ南京ニ出張セシメ主トシテ維新政府トノ連絡ニ任セシム

五 連絡部參與ヲ命ズル場合ニ於テハ顧問中必要ナルモノ、大使館參事官、上海、南京總領事、上海在勤海軍武官、派遣軍參謀副長、艦隊參謀副長、中支振興會社總裁等ヨリ選任スルモノトス

0060



備考

一、兼ハ他ヨリノ兼務ヲ示ス

二、人員ハ内部ニ於テ融通スルコトヲ得

三、本表ノ外業務上ノ必要ニヨリ定員外ノモノヲ置クコトヲ得

四、次長ハ差シ當リ政務局長兼務トス

五、經濟局ハ之ヲ二又ハ三局ニ分割ス

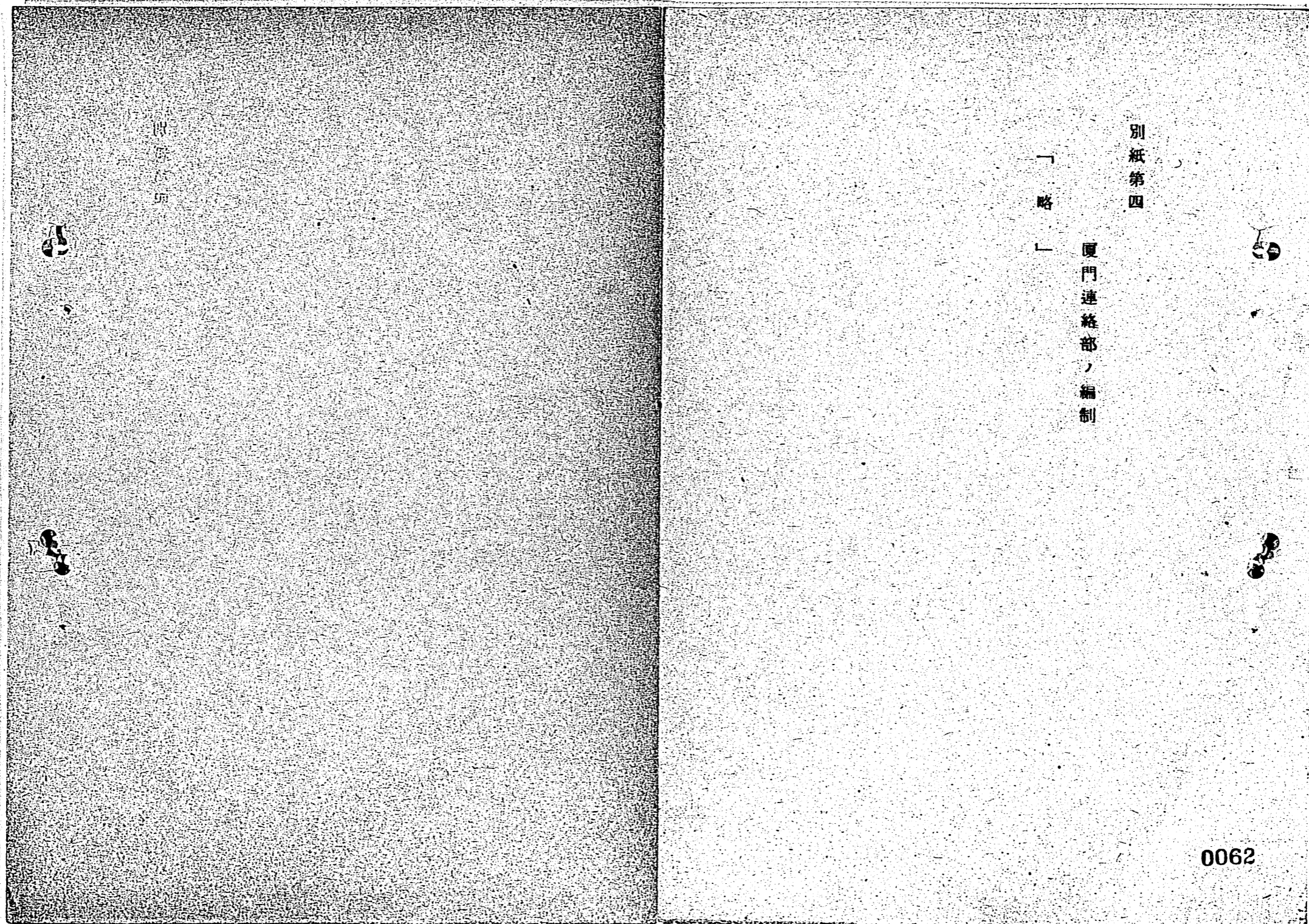
六、本表ノ外敵産處理委員會事務ノ爲事務官一、判任官二、職員六ヲ置ク

計	局 濟 經		局 化 文		局 務 政		官 房	局長 區分
	(軍海陸)官任(奏)勅		(官文)官任(奏)勅		(軍陸)官任(奏)勅			
	經濟ニ關スル事項		文化ニ關スル事項		政務ニ關スル事項			業務區分
兼五 四九	其他 三二	海 兼 一 四	陸 兼 二 四	其他 兼 海 陸 六 一 一 三	其他 海 陸 六 三 三			高等官
五六		二二		九	九		一六	判任官
五二		一五		八	九		二〇	職員
兼一 六七 四七		兼三 三〇		兼二 一七	三〇		四三	計

華中連絡部編成表(案)

0061





別紙第四

廈門連絡部、編制

「略」

0062

REEL No. A-0220

0062

アジア歴史資料センター

十八、興亞院連絡委員會規程

昭和十四年二月二十日
内閣連絡第一號

0063

REEL No. A-0220

0063

アジア歴史資料センター

興亞院連絡委員會規程

昭和十四年二月二十日
内閣達第一號

第一條 興亞院連絡委員會ハ興亞院總裁ノ統轄ヲ承ケ興亞院官制第一條ノ事務ニ關スル重要事項ニ付關係各廳間ニ於ケル事務連絡處理ヲ掌ル

第二條 連絡委員會ハ左ノ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

- 會長 興亞院總務長官
- 委員 外務省東亞局長
- 委員 大藏省理財局長
- 委員 陸軍省軍務局長
- 委員 海軍省軍務局長

委員 興亞院政務部長

第三條 連絡委員會ニ左ノ幹事ヲ置キ興亞院政務部長ヲ以テ幹事長トス

- 幹事 興亞院政務部長
- 幹事 外務省東亞局第一課長
- 幹事 大藏省理財局外事課長
- 幹事 陸軍省軍務局軍務課長
- 幹事 海軍省軍務局第一課長
- 幹事 興亞院政務部第一課長

第四條 會長ハ興亞院總裁ノ旨ヲ承ケ會務ヲ總理ス



會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ議案ノ準備、決議ノ整理其ノ他ノ庶務ヲ整理ス

第六條 連絡委員會、決定事項ハ會長ヨリ興亞院總裁及副總裁ニ之ヲ具申スルモノトス

0065

